



各 位

会 社 名 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社
代表者名 代表取締役最高経営責任者(CEO) 関根 純
(JASDAQ・コード 2712)

問合せ先 執行役員 戦略・ファイナンス・サプライチェーン担当 北川 徹
(TEL 03-5745-5577)

**定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議
並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 1 月 27 日付け「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下、「平成 27 年 1 月 27 日付け当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同じです。)に係る定款一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式(下記「1. 」において定義します。以下同じです。)の取得について、臨時主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)及び当社の普通株式の株主様による種類株主総会(以下、「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める JASDAQ(スタンダード)市場(以下、「JASDAQ」といいます。)における上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 27 年 3 月 22 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 27 年 3 月 23 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を JASDAQ において取引することはできません。

また、当社は、会社法第 370 条の規定に基づいて成立したものとみなされる本日付けの取締役会決議により、平成 27 年 3 月 25 日を基準日(以下、「基準日」といいます。)と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の株主(ただし、当社を除きます。)をもって、平成 27 年 3 月 26 日を取得日として、その保有する全部取得条項付普通株式の全てを当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 312 万 6813 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式(下記「1. 」において定義します。)を交付する株主の皆様として定めましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 当社の定款の一部変更等の内容

当社は、平成 27 年 1 月 27 日付け当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の から の方法による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得(以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。)について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

当社の定款の一部を変更して、当社において、従前の普通株式に加えて、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容のとおり、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられる株式である A 種種類株式(以下、「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定款変更を行うことにより、当社を種類株式発行会社(会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。)とします。

上記 による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更を行います(全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下、「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全てを取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種種類株式を 312 万 6813 分の 1 株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。

会社法第 171 条第 1 項並びに上記「及び」による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の株主様(以下、「本件株主様」といいます。)から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき A 種種類株式を 312 万 6813 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、Solar Japan Holdings 合同会社(以下、「公開買付者」といいます。)及びエスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル(以下、「エスシーアイ・ベンチャーズ」といいます。)以外の本件株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。また、交付される A 種種類株式が 1 株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

2. 当社の定款の一部変更(本完全子会社化手続のうち「及び」)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち「及び」これに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち「」の定款変更は、本臨時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 27 年 1 月 27 日付け当社プレスリリースの「I. 1. 本臨時株主総会第 1 号議案『種類株式発行に係る定款一部変更の件』」に記載のとおりであり、また、本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリースの「I. 2. 本臨時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会議案『全部取得条項に係る定款一部変更の件』」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生日

本完全子会社化手続のうち「及び」これに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。また、本完全子会社化手続のうち「」の定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 27 年 3 月 26 日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得(本完全子会社化手続のうち「」)の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項について取締役会にご一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成 27 年 1 月 27 日付け当社プレスリリースの「II. 全部取得条項付普通株式の取得について」に記載のとおり、会社法第 171 条並びに本完全子会社化手続のうち「及び」による変更後の当社の定款に基づき、取得日(下記(2)において定義します。)において、当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本件株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社 A 種種類株式を 312 万 6813 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズ以外の本件株主様に対して取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日(以下、「取得日」といいます。)

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち「」の定款変更の効力発生を条件として、平成 27 年 3 月 26 日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日に全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、本件株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社 A 種種類株式を 312 万 6813 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

また、かかる本件株主様に交付することになる当社 A 種種類株式の 1 株未満の端数につき、当社は、その合計数(会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の当社 A 種種類株式を、会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をそ

の端数に応じて本件株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、当社A種種類株式を当社に対して売却することを予定しております。

この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本件株主様が所有する全部取得条項付普通株式の数に1,465円(平成26年11月10日から平成26年12月22日までの30営業日を公開買付期間とする当社の株券等に対する公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が本件株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

4. 上場廃止の予定について

上記承認可決の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定めるJASDAQにおける上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成27年3月22日までの間、整理銘柄に指定された後、平成27年3月23日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできません。

5. 本完全子会社化手続の日程の概要(予定)

本完全子会社化手続の日程の概要(予定)は以下のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成27年2月20日(金)
整理銘柄への指定	平成27年2月20日(金)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成27年2月23日(月)
当社普通株式の売買最終日	平成27年3月20日(金)
当社普通株式の上場廃止日	平成27年3月23日(月)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付に係る基準日	平成27年3月25日(水)
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成27年3月26日(木)
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成27年3月26日(木)

以上